

# 香川県報



第 79 号

平成 15 年

10月7日(火曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

### 告示

瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請（二件）

（環境管理課） 一

漁業法の規定による区画漁業の免許

（水産課） 九

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請

（県民参画課） 二

平成十五年度地籍調査事業計画の変更

（農政課） 二

土地改良事業の適否決定（二件）

（土地改良課） 一

土地改良事業計画変更の適否決定

（ " " ） 一

土地改良事業計画変更の認可

（ " " ） 一三

土地改良区の定款の変更の認可

（ " " ） 一

土地改良区の役員の退任の届出

（ " " ） 一

土地改良事業の工事完了の届出

（ " " ） 一四

土地改良事業に係る換地処分の届出

（ " " ） 一四

開発行為に関する工事の完了

（都市計画課）

選挙管理委員会告示

衆議院小選挙区選出議員選挙において政見放送を行うことができる一般放送事業者等

選挙管理委員会公告

## 告示

衆議院小選挙区選出議員選挙における立候補予定者及び候補者届出予定政党に対する説明会の日時等  
監査委員公表  
監査結果に基づく措置の公表

香川県告示第五百六十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

丸亀市中津町1515番地

大倉工業株式会社

代表取締役 滝池正幸

(2) 事業場の所在地及び名称

丸亀市中津町1515番地

大倉工業株式会社本社

(3) 特定施設に関する事項

種	類	能	力
工	トリククロエチレン、テトラククロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設	工	処理風量30N <sup>m</sup> /min
工		工	許可日
期		期	許可後2ヶ月

等	使用開始予定年月日	完成日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間		
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	5～7	5～7
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	20	20	30
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	30	30	40
浮遊物質 (mg/ℓ)	20	20	30
窒素含有量 (mg/ℓ)	20	20	40
りん含有量 (mg/ℓ)	0.5	0.5	1
ジクロロメタン (mg/ℓ)	0.2以下	0.2以下	0.2以下
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	10	10	15
その他参考となるべき事項	ジクロロメタンは溶剤回収装置を用いて回収使用する。ジクロロメタンの回収に際して発生する排水は下水道に排出する。		

(備考) 今回の申請に伴う特定施設からの排水は、下水道に排出するため、排水の量、汚染状態並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
  - 平成15年10月7日から
  - 平成15年10月28日まで
- (2) 場所
  - 香川県環境森林部環境管理課
  - 丸亀市生活環境部生活環境課

香川県高松市百六十五号  
 瀬田区環境衛生課特定施設審査法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づき特設施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり公表する。

なお、この特定施設を設備する工場の設置に及ぼす影響についてこの照会の提出に際して審査結果に照らして審査を促すこととなる旨を併せて公表する。

平成十五年十月十四日  
 香川県 瀬田区 環境衛生課

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
 観音寺市観音寺町甲2969番地  
 株式会社細川食品  
 代表取締役 細川 泰治
- (2) 事業場の所在地及び名称  
 三豊郡豊中町本山乙712-8  
 ㈱細川食品豊中工場
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	種 類	種 類
冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設及び洗浄施設	力	種
	裁断機 500kg/時 2基 牛蒡皮取洗浄機 100kg/時 1基	能
	許可日	工 期
	着手後6月	工 事 完 成 予 定 年 月 日
	完成日	等
	週4日、1日4時間使用	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間
	通常	排出され
	最大	

汚水等の汚染状態	水素イオン濃度	6 ~ 8	6 ~ 8
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	1,000	1,200
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	1,200	1,500
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	800	1,500
	窒素含有量 (mg/ℓ)	50	60
	りん含有量 (mg/ℓ)	10	15
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	× 2基	0.2	0.2
	× 2基	39.8	44.8

種類	力	冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設	
	工事着手予定年月日	許可日	
工期等	工事完成予定年月日	着手後6月	
	使用開始予定年月日	完成日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		1日4時間使用	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	6 ~ 8	6 ~ 8
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	5	10
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	5	10
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	10	20

排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	窒素含有量 (mg/ℓ)	2	3
	りん含有量 (mg/ℓ)	1	2
		9	10

種類	力	冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設及び洗浄施設	
	工事着手予定年月日	許可日	
工期等	工事完成予定年月日	着手後6月	
	使用開始予定年月日	完成日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		週3日、1日4時間使用	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	6 ~ 8	6 ~ 8
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	1,000	1,200
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	1,000	1,200
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	700	1,500
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	窒素含有量 (mg/ℓ)	50	60
	りん含有量 (mg/ℓ)	10	15
		0.2	0.2
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	× 2基	28.8	36.8
	× 1基	1	1

種 能	類 力	冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設及び 洗浄施設		
		截断機 300kg/時 2基 人参洗浄機 300kg/時 1基 人参洗浄機 100kg/時 1基 洗浄水槽 容積500ℓ 1基		
工	工事着手予定年月日	許可日		
期	工事完成予定年月日	着手後6月		
等	使用開始予定年月日	完成日		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		1日4時間使用		
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大	
	水素イオン濃度	6～8	6～8	
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	300	500	
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	500	800	
	浮遊物質 (mg/ℓ)	40	50	
	窒素含有量 (mg/ℓ)	10	15	
	りん含有量 (mg/ℓ)	5	5	
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)				
	× 2基	1	1	
	× 1基	21.6	27.6	
	× 1基	7.2	9.2	
	× 1基	0.2	0.2	

種 能	類 力	冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設及び 洗浄施設		
		キヤベツ截断機 500kg/時 1基 キヤベツ洗浄機 500kg/時 1基		
工	工事着手予定年月日	許可日		
期	工事完成予定年月日	着手後6月		
等	使用開始予定年月日	完成日		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		1日4時間使用		
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大	
	水素イオン濃度	6～8	6～8	
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	100	150	
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	100	150	
	浮遊物質 (mg/ℓ)	40	50	
	窒素含有量 (mg/ℓ)	10	15	
	りん含有量 (mg/ℓ)	5	5	
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)				
	× 1基	0.2	0.2	
	× 1基	29.8	37.8	
種	類	冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設及び湯煮施設		
能	力	洗米機 500kg/時 1基 自動蒸し機 300kg/時 1基		

工 期 等	工事着手予定年月日	許可日			
	工事完成予定年月日	着手後6月			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	使用開始予定年月日	完成日			
	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	1日4時間使用			
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大		
		水素イオン濃度	6～8	6～8	
		生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	1,000	1,200	
		化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	600	800	
		浮遊物質 (mg/ℓ)	600	800	
		窒素含有量 (mg/ℓ)	10	15	
		りん含有量 (mg/ℓ)	50	60	
		排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	×1基	14.9	19.9
			×1基	0.1	0.1
		種類	冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設		
能力	コンテナー洗浄機 50箱/時 1基				
工 期 等	工事着手予定年月日	許可日			
	工事完成予定年月日	着手後6月			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	使用開始予定年月日	完成日			
	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	1日4時間使用			

排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大		
		水素イオン濃度	6～8	6～8	
		生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	5	10	
		化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	5	10	
		浮遊物質 (mg/ℓ)	10	20	
		窒素含有量 (mg/ℓ)	2	3	
		りん含有量 (mg/ℓ)	1	2	
		排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	5	5	
		種類	冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設		
		能力	毛髪除去機 150kg/時 1基		
工 期 等	工事着手予定年月日	許可日			
	工事完成予定年月日	着手後6月			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	使用開始予定年月日	完成日			
	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	週3日、1日4時間使用			
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大		
		水素イオン濃度	6～8	6～8	
		生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	2,000	2,500	
		化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	1,000	1,200	
浮遊物質 (mg/ℓ)	100	200			

排出される汚水等の量 (mg/ℓ)	窒素含有量 (mg/ℓ)	10	20
	りん含有量 (mg/ℓ)	5	5
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		2	2

種 類	冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設及び洗浄施設		
	能 力	裁断機 300kg/時 2基 洗浄水槽 容積300ℓ 3基 根菜類皮むき機 150kg/時 2基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可日	
	工事完成予定年月日	着手後6月	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	週3日、1日4時間使用		
排出される汚水等の汚染状態	水素イオン濃度	6~8	6~8
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	1,000	1,200
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	900	1,000
	浮遊物質 (mg/ℓ)	500	900
	窒素含有量 (mg/ℓ)	60	70
	りん含有量 (mg/ℓ)	5	8
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	× 2基	0.2	0.2
	× 3基	1	1
	× 2基	28.8	33.8

種 類	冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設		
	能 力	攪拌機 240kg/時 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	既設	
	工事完成予定年月日	既設	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	週4日、1日8時間使用		
排出される汚水等の汚染状態	水素イオン濃度	6~8	6~8
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	300	500
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	200	300
	浮遊物質 (mg/ℓ)	100	200
	窒素含有量 (mg/ℓ)	10	20
	りん含有量 (mg/ℓ)	5	5
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	1		

種 類	冷凍調理食品製造業の用に供する湯煮施設		
	能 力	ボイラー槽 容積300ℓ 1基 圧力鍋 容積600ℓ 2基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可日	
	工事完成予定年月日	着手後6月	
使用開始予定年月日	完成日		

使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		週2日、1日4時間使用	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	6~8	6~8
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	500	800
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	500	800
	浮遊物質 (mg/ℓ)	100	200
	窒素含有量 (mg/ℓ)	10	20
	りん含有量 (mg/ℓ)	5	5
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	×1基	0.9	0.9
	×2基	0.1	0.1
種類	冷凍調理食品製造業の用に供する湯煮施設		
能力	又子一鍋 容積400ℓ 1基		
工期	工事着手予定年月日	許可日	
	工事完成予定年月日	着手後6月	
等	使用開始予定年月日	完成日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		週3日、1日4時間使用	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	6~8	6~8
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	500	800

排出される汚水等の汚染状態	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	500	800
	浮遊物質 (mg/ℓ)	100	200
	窒素含有量 (mg/ℓ)	10	20
	りん含有量 (mg/ℓ)	5	5
	排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	1	1
種類	冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設		
能力	攪拌機 200kg/時 1基		
工期	工事着手予定年月日	許可日	
	工事完成予定年月日	着手後6月	
等	使用開始予定年月日	完成日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		週4日、1日4時間使用	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	6~8	6~8
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	300	500
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	200	300
	浮遊物質 (mg/ℓ)	100	200
	窒素含有量 (mg/ℓ)	10	20
	りん含有量 (mg/ℓ)	5	5
	排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	1	1

種	類	冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設	
能	力	洗浄水槽 容積500L 1基 洗浄機 3回洗浄/日 1基	
工	工事着手予定年月日	許可日	
期	工事完成予定年月日	着手後6月	
等	使用開始予定年月日	完成日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間			
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	6~8	6~8
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	2,000	2,400
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	1,000	1,200
	浮遊物質量 (mg/ℓ)	500	1,000
	窒素含有量 (mg/ℓ)	50	60
	りん含有量 (mg/ℓ)	10	15
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	× 1基	1	1
	× 1基	4	4

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	排水処理施設
能	力	300 m <sup>3</sup> /日
汚水等の処理方式	接触ばっき+循環脱窒	
工事着手予定年月日	許可日	

期	工事完成予定年月日	着手後6月	
等	使用開始予定年月日	完成日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間			
処理前及び処理後の汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	6~8	6~8
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	800	1,000
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	800	1,000
	浮遊物質量 (mg/ℓ)	500	800
	窒素含有量 (mg/ℓ)	40	50
	りん含有量 (mg/ℓ)	5	9
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	250	300	250

(5) 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	項目	第1排水口	
		変更前	変更後
	水素イオン濃度	6.5~7.5	6.0~8.0
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	30	40
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	120	160

排出水の量(m <sup>3</sup> /日)	浮遊物質量(mg/ℓ)	20	30	20	30
	窒素含有量(mg/ℓ)	60	120	14	14
	りん含有量(mg/ℓ)	8	16	2	2
第2排水口：雨水排水		40.5	46	250.5	300.5

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間  
 平成15年10月7日から  
 平成15年10月28日まで
- (2) 場所

香川県環境森林部環境管理課  
 豊中町住民生活課

香川県告示第五百六十六号

漁業法（昭和二十四年法律第百六十七号）第十条の規定により、平成十五年香川県告示第三百七十五号（以下「告示」という。）で公示した区画漁業（第一種区画漁業のうち「のり養殖業、わかめ養殖業及びこんぶ養殖業」について、平成十五年十月一日次のとおり免許した。）

平成十五年十月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

区画漁業（第一種区画漁業のうち「のり養殖業、わかめ養殖業及びこんぶ養殖業」）

- 一 免許番号 別表のとおり
- 二 漁業の名称及び時期並びに漁場の位置及び区域 告示のとおり
- 三 存続期間 平成十五年十月一日から平成二十年九月三十日まで
- 四 制限又は条件 告示のとおり
- 五 漁業権者の氏名又は名称及び住所 別表のとおり

別表

免許番号	告示中の番号	氏名又は名称	漁業権者	
			住	所
区第1号	区第1号	引田漁業協同組合	東かがわ市引田	2661 - 44
区第2号	区第2号	東讃漁業協同組合	東かがわ市引田	2661 - 44
区第3号	区第3号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松	2251 - 1
区第4号	区第4号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松	2251 - 1
区第5号	区第5号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松	2251 - 1
区第6号	区第6号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松	2251 - 1
区第7号	区第7号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松	2251 - 1
区第8号	区第8号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松	2251 - 1
区第9号	区第9号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松	2251 - 1
区第10号	区第10号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松	2251 - 1
区第11号	区第11号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松	2251 - 1
区第12号	区第12号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松	2251 - 1
区第13号	区第13号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松	2251 - 1
区第14号	区第14号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松	2251 - 1
区第15号	区第15号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松	2251 - 1
区第16号	区第16号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松	2251 - 1
区第17号	区第17号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松	2251 - 1
区第18号	区第18号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松	2251 - 1
区第19号	区第19号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松	2251 - 1
区第20号	区第20号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松	2251 - 1
区第21号	区第21号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松	2251 - 1
区第22号	区第22号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松	2251 - 1
区第23号	区第23号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松	2251 - 1
区第24号	区第24号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松	2251 - 1
区第25号	区第25号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松	2251 - 1
区第26号	区第26号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松	2251 - 1
区第27号	区第27号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松	2251 - 1
区第28号	区第28号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松	2251 - 1
区第29号	区第29号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松	2251 - 1
区第30号	区第30号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松	2251 - 1
区第31号	区第31号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松	2251 - 1
区第32号	区第32号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松	2251 - 1
区第33号	区第33号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松	2251 - 1
区第34号	区第34号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松	2251 - 1
区第35号	区第35号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松	2251 - 1
区第36号	区第36号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松	2251 - 1

区第 37 号	区第 37 号	号	号	区第 80 号	区第 80 号	号	号	高松市屋島西町440-16
区第 38 号	区第 38 号	号	号	区第 81 号	区第 81 号	号	号	高松市屋島西町440-16
区第 39 号	区第 39 号	号	号	区第 82 号	区第 82 号	号	号	高松市瀬戸内漁業協同組合
区第 40 号	区第 40 号	号	号	区第 83 号	区第 83 号	号	号	高松市瀬戸内町48-16
区第 41 号	区第 41 号	号	号	区第 84 号	区第 84 号	号	号	高松市瀬戸内町48-16
区第 42 号	区第 42 号	号	号	区第 85 号	区第 85 号	号	号	高松市瀬戸内町48-16
区第 43 号	区第 43 号	号	号	区第 86 号	区第 86 号	号	号	高松市女木町15-17
区第 44 号	区第 44 号	号	号	区第 87 号	区第 87 号	号	号	高松市女木町15-17
区第 45 号	区第 45 号	号	号	区第 88 号	区第 88 号	号	号	高松市女木町15-17
区第 46 号	区第 46 号	号	号	区第 89 号	区第 89 号	号	号	高松市男木町104-6
区第 47 号	区第 47 号	号	号	区第 90 号	区第 90 号	号	号	高松市男木町104-6
区第 48 号	区第 48 号	号	号	区第 91 号	区第 91 号	号	号	高松市男木町104-6
区第 49 号	区第 49 号	号	号	区第 92 号	区第 92 号	号	号	高松市香西本町108-22
区第 50 号	区第 50 号	号	号	区第 93 号	区第 93 号	号	号	高松市香西本町108-22
区第 51 号	区第 51 号	号	号	区第 94 号	区第 94 号	号	号	高松市香西本町108-22
区第 52 号	区第 52 号	号	号					高松市瀬戸内町48-16
区第 53 号	区第 53 号	号	号					高松市瀬戸内町272
区第 54 号	区第 54 号	号	号					高松市瀬戸内町272
区第 55 号	区第 55 号	号	号					高松市瀬戸内町272
区第 56 号	区第 56 号	号	号					高松市瀬戸内町272
区第 57 号	区第 57 号	号	号					高松市瀬戸内町272
区第 58 号	区第 58 号	号	号					高松市瀬戸内町272
区第 59 号	区第 59 号	号	号					高松市瀬戸内町272
区第 60 号	区第 60 号	号	号					高松市瀬戸内町272
区第 61 号	区第 61 号	号	号					高松市瀬戸内町272
区第 62 号	区第 62 号	号	号					高松市瀬戸内町272
区第 63 号	区第 63 号	号	号					高松市瀬戸内町272
区第 64 号	区第 64 号	号	号					高松市瀬戸内町272
区第 65 号	区第 65 号	号	号					高松市瀬戸内町272
区第 66 号	区第 66 号	号	号					高松市瀬戸内町272
区第 67 号	区第 67 号	号	号					高松市瀬戸内町272
区第 68 号	区第 68 号	号	号					高松市瀬戸内町272
区第 69 号	区第 69 号	号	号					高松市瀬戸内町272
区第 70 号	区第 70 号	号	号					高松市瀬戸内町272
区第 71 号	区第 71 号	号	号					高松市瀬戸内町272
区第 72 号	区第 72 号	号	号					高松市瀬戸内町272
区第 73 号	区第 73 号	号	号					高松市瀬戸内町272
区第 74 号	区第 74 号	号	号					高松市瀬戸内町272
区第 75 号	区第 75 号	号	号					高松市瀬戸内町272
区第 76 号	区第 76 号	号	号					高松市瀬戸内町272
区第 77 号	区第 77 号	号	号					高松市瀬戸内町272
区第 78 号	区第 78 号	号	号					高松市瀬戸内町272
区第 79 号	区第 79 号	号	号					高松市瀬戸内町272



木田郡三木町上高岡三四九番地

三 定款に記載された目的

この法人は、主に有用微生物の技術を活用し、県内外の団体と交流会を行い、あらゆる環境浄化運動を推進し、自然循環型地域社会づくりを目指すことで、公益の増進に寄与することを目的とする。

香川県公告第五百八十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第五項の規定により平成十五年香川県公告第二百八十八号で公告した平成十五年度地籍調査事業計画のうち内海町、土庄町、池田町、綾上町、高瀬町及び豊中町が行う調査について平成十五年九月二十九日次のとおり変更した。

平成十五年十月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
内海町	小豆郡内海町大字片城の一部、大字神懸通の一部、大字安田の一部、大字坂手の一部、大字堀越の一部、大字苗羽の一部、大字田浦の一部、大字古江の一部、大字福田の一部、大字当浜の一部、大字岩谷の一部、大字吉田の一部及び大字橋の一部	平成十六年三月三十一日まで	数値情報化
土庄町	小豆郡土庄町測崎の一部及び上庄の一部、小豆郡土庄町豊島、測崎の一部、上庄の一部及び四海の一部	" "	地籍調査 数値情報化
池田町	小豆郡池田町大字池田の一部、小豆郡池田町大字中山の一部、大字蒲生の一部及び大字池田の一部	" "	地籍調査 数値情報化
綾上町	綾歌郡綾上町大字粉所西、大字山田上、大字東分の一部及び大字山田下の一部	" "	数値情報化
高瀬町	三豊郡高瀬町大字下麻、大字上麻及び大字佐股	" "	数値情報化
豊中町	三豊郡豊中町大字比地大、大字下高野及び大字岡本の一部	" "	数値情報化

香川県公告第五百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十五年九月十六日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十五年十月二十一日から同年十一月十日まで縦覧に供する。

平成十五年十月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市林地区 土地改良区	単独県費補助土地改良事業（横断道関連）下り原地区	高松市産業部 土地改良課
高松市古高松 土地改良区	単独県費補助土地改良事業南堀江地区	"

香川県公告第五百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十五年九月十九日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十五年十月二十一日から同年十一月十日まで縦覧に供する。

平成十五年十月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市古高松 土地改良区	単独市費補助土地改良事業村川地区	高松市産業部 土地改良課
"	単独市費補助土地改良事業南谷地区	"

香川県公告第五百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八條第一項の規定により、香川県三郎池土地改良区が土地改良事業（基盤整備促進事業三郎池導水路地区）計画を変更することについて平成十五年九月五日適当と決定した。その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十五年十月二十一日から同年十一月十日まで縦覧に供する。

平成十五年十月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第五百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十條第一項の規定により、大川郡相生土地改良区が土地改良事業（維持管理事業）計画を変更することについて平成十五年九月一日認可した。

平成十五年十月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第五百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十條第一項の規定により、東かがわ市が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（横断道関連・ほ場整備事業）宗極地区）計画を変更することについて平成十五年九月十七日同意した。

平成十五年十月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第五百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十條第一項の規定により、香川町が土地改良事業（中山間地域総合整備事業（ほ場整備）安原地区（下倉上団地））計画を変更することについて平成十五年九月十七日同意した。

平成十五年十月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第五百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十條第一項の規定により、香川町が土地改良事業（中山間地域総合整備事業（生産基盤型）森窪団地第一工区地区）計画を変更することについて平成十五年九月十七日同意した。

平成十五年十月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第五百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、香南開拓パイロット土地改良区の定款の変更を平成十五年九月十二日認可した。

平成十五年十月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第五百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、香南開拓パイロット土地改良区から役員の内任について次のとおり届出があった。

平成十五年十月七日

役員の種類 氏 名 住 所 退任年月日

監事 大部 明良 香川県香南町大字岡七二〇番地 平成一五、六、一四

香川県公告第五百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成十五年十月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
香川町	中山間地域総合整備事業（生産基盤型）	安原地区（引土団地）	平成一四、三、一九

中山間地域総合整備事業 (生産基盤型)	安原地区(金光 団地)	平成二五、三、二八
中山間地域総合整備事業 (生産基盤型)	安原地区(金光 第二団地)	平成二五、三、二八

香川県公告第五百九十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、東かがわ市から平成十五年九月十二日土地改良事業(単独県費補助土地改良事業(横断道関連)小坂地区)の換地処分をした旨届出があつた。

平成十五年十月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第五百九十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年十月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂出市林田町字野末一五三九 二の1部及び一五三九 三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂出市府中町六〇七六番地七

鎌谷 陽介

### 選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第九十六号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成六年自治省告示第百六十五号)第二条第七項の規定により、衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者届出政党が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を届出候補者の数に応じて次のとおり定める。

平成十五年十月七日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

届出候補者の数	テレビジョン放送		ラジオ放送	
	一般放送事業者名	回数	一般放送事業者名	回数
一人又は二人	株式会社瀬戸内海放送 西日本放送株式会社	--		
三人	株式会社瀬戸内海放送 西日本放送株式会社	--	西日本放送株式会社	一

### 選挙管理委員会公告

香川県選挙管理委員会公告第四号

第四十三回衆議院小選挙区選出議員選挙における立候補予定者及び候補者届出予定政党に対する説明会を次のとおり開催する。

平成十五年十月七日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

一 日時 平成十五年十月十四日 午後二時(午後一時三十分から受付)

二 場所 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁内 香川県庁ホール

三 説明事項

- 1 衆議院小選挙区選出議員選挙における立候補予定者及び候補者届出予定政党の留意すべき事項
- 2 その他

### 監査委員公表

香川県監査委員公表第四号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成十五年10月7日

香川県監査委員 鎌田 中 恭

<p>1 監査対象部局 農政水産部</p> <p>2 監査対象年度 平成14年度</p> <p>3 措置の状況</p>	<p>同 名 和 基 延</p> <p>同 同 石 川 稔 治</p> <p>同 同 広 瀬 員 義</p>
<p>監 査 結 果 ( 対 象 機 関 )</p> <p>指 導 注 意 事 項</p> <p>ア 海岸占用料の調定について送電ケーブルの設置を目的とする占用許可に伴う海岸占用料の調定に当たり、占用面積の算出方法を誤ったため、調定額が誤ったものとなっている。(中讃土地改良事務所)</p> <p>イ 通勤手当の支給について自動車等で通勤する職員の通勤手当の支給に当たり、通勤距離の認定を誤っているものが見受けられたので、精査のうえ正当額との差額分を返納させる必要がある。(農業生産流通課、農業試験場)</p> <p>ウ 住居手当の支給について住宅を借り受けて居住する職員の住居手当の支給に当たり、家賃の認定を誤っているものが見受けられたので、精査のうえ正当額との差額分を返納させる必要がある。(農業経営課)</p> <p>エ 超過勤務手当の支給について(ア) 週休日の振替えを週を越えて行う場合には、支給割合100分の25の超過勤務手当を支給しなければならぬにもかかわらず、支給していないので、追給する必要がある。</p>	<p>措置の状況</p> <p>不足分の占用料について、会計規則に基づき、所要の手続を執った。今後、このようなことがないよう適正な事務処理に努める。</p> <p>農業生産流通課については平成15年5月分給与で、農業試験場については平成15年4月、5月分給与でそれぞれ返納済みである。今後、このようなことがないよう十分に確認を行い、適正な事務処理に努める。</p> <p>平成15年6月分給与及び7月の納付書で返納済みである。今後、このようなことがないよう十分に確認を行い、適正な事務処理に努める。</p> <p>平成15年6月分給与で追給済みである。今後、このようなことがないよう適正な事務処理に努める。</p>
<p>検討指示事項</p> <p>ア 登記事務処理の推進について用地の未登記の解消については、これまでも努力されているところであるが、依然として多数の未登記件数が見受けられるので、引き続きその解消に向けて検討が必要である。(土地改良課)</p> <p>イ 学校等敷地の管理について学校等敷地内に介在した農道、</p>	<p>(中讃農業改良普及センター)</p> <p>(4) 週休日に新たに勤務を命じた場合に、勤務時間の確認を誤り勤務時間が4時間に満たないにもかかわらず、週を越える半日勤務時間の割振り変更を行い、支給割合100分の25の超過勤務手当を支給している。今後、このように適正な事務処理に努める。</p> <p>(5) 週休日に新たに8時間の勤務時間の割振りを行った場合、4時間ずつ2日に分けて勤務を要しない日を定めることはできないにもかかわらず、割振り変更を行い、支給割合100分の25の超過勤務手当を支給している。今後、このように適正な事務処理に努める。</p> <p>平成15年3月分給与で返納及び追給済みである。今後、このようなことがないよう適正な事務処理に努める。</p> <p>これまで未登記土地の処理要領に基づき、登記事務の処理に努めてきたところであり、今後とも、登記事務の適正な処理に努める。</p> <p>農業大学校及び水産試験場の敷地内の水路等については、こ</p>

	<p>水路等が用途禁止等所要の手続がとられないまま残っている。境界確認を行うなど努力されているところであるが、引き続きその解消に向けて検討が必要である。(農業大学校、水産試験場)</p>	<p>れまでも整理に努めてきたところであり、今後とも所要の手続を進めるなど適切な敷地の管理に努める。</p>
--	---	--

平成十五年十月七日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)

